

## I P M の普及・定着に向けた今後の対応方針について（案）

- ( 1 ) 今後の I P M の普及・定着に向けては、都道府県が平成 1 7 年 9 月に公表した総合的病虫害・雑草管理（I P M）実践指針を参考にして、各地域の病虫害・雑草の発生と被害の実情に即した実践指標を策定し、病虫害防除担当者のみならず普及指導員、試験研究者等の関係者、生産者団体及び農薬メーカーなど関連する企業等が一体となって I P M の推進に向けた取組がなされることが重要である。
- ( 2 ) このような観点から、I P M 実践指針においては、具体的な推進方策や課題を記述している。
- ( 3 ) これらの課題等に対する対応方針案を別紙 1 ～ 3 のとおりとりまとめ、また、その対応方針案の工程表を別紙 4 及び 5 にとりまとめた。

IPM普及・定着に向けた課題と対応方針(案)(IPM実践指針を基に作成)

別紙1

課 題(IPM実践指針)		個別課題	対応方針(案)		
4 .IPM 実践指 標に基 づくIP Mの具 体的な 推進方 策	(1) IPM実践 農業者の モデル的 育成	<p>IPMを実践する農業者を育成するためには、実証ほの設置等により、IPMの趣旨・効果を農業者に理解してもらうことが重要である。</p> <p>また、IPMを実践するモデル地域を設定し、当該地域に適用されている栽培暦にIPM実践指標をチェックリストとして添付すること等により、指導を行うことが重要である。</p>	<p>・実証ほ展示や講習会等の研修によりIPMについて農業者の理解を促す。</p> <p>・モデル地域を設置し、IPM実践指標を活用した指導の実践</p>	<p>推進手法、 政策ツール</p>	<p>都道府県におけるIPM普及推進体制整備 食の安全・安心確保交付金の活用</p>
				<p>具体的な取 組</p>	<p>・農業者のIPMについての理解を促進するため、実証ほでのIPM講習会を開催 ・病虫害防除所、普及指導センター、JA等との連携を強化し、モデル地域でのIPM実践指標を活用した指導を行う。</p>
	(2) IPM実践 指標の活 用方策	略	略	略	略
(3) IPMモデ ル地域外 への普及	<p>各都道府県の普及指導員に対して研修を行い、その指導力の向上を図りつつ、その協力を得て指導体制を強化することが必要である。</p> <p>また、IPM実践農業者の育成をIPMモデル地域以外へ普及させるためには、生産者団体の協力を得る必要がある。</p>	<p>・普及指導員にIPM研修の実施</p> <p>・生産者団体との連携を促進</p>	<p>推進手法、 政策ツール</p>	<p>都道府県におけるIPM普及推進体制整備</p>	
			<p>具体的な取 組</p>	<p>・各地域において病虫害防除所が普及指導員及びJA営農指導員にIPM研修を実施 ・中央での生産者団体への協力依頼 ・病虫害防除所、普及指導センター、JA等との連携を促進</p>	

(注)「課題」における番号は、IPM実践指針の項目番号

IPM普及・定着に向けた課題と対応方針(案)(IPM実践指針を基に作成)

課題(IPM実践指針)		個別課題	対応方針(案)	
5. IPMの推進に向けた課題	(1) IPM実践指針の改善に向けた取組	新技術の導入に当たっての実証 IPM実践指針の管理ポイントに新たな技術を導入する際には、コスト・労力に十分留意し、当該技術の実証を行う必要がある。	・実証ほどのコスト・労力に留意したIPM要素技術の実証	推進手法、政策ツール 関係機関によるIPM普及推進協議会(仮称)を結成し、IPM普及推進の全国展開 都道府県におけるIPM普及推進体制整備 食の安全・安心確保交付金の活用
				具体的な取組 ・実証ほどのコスト・労力に留意したIPM要素技術の実証による技術確立の促進 ・生産現場での要望を技術開発に反映させる体制整備 ・IPM要素技術についての情報の共有
	農業者自身で実施可能な調査手法等の導入 主要病害虫・雑草ごとに新たな要防除水準の設定や発生予察技術の高度化に努めるとともに、農業者自身で実施可能な病害虫・雑草及び土着天敵の同定診断手法並びに簡易の発生量調査手法の研修等を実施することにより、これらの手法の導入を積極的に推進する。	・要防除水準の設定 ・発生予察技術の高度化 ・農業者自身で実施可能な病害虫・雑草及び土着天敵の同定診断手法等の技術確立 ・上記技術を農業者に研修	推進手法、政策ツール 関係機関によるIPM普及推進協議会(仮称)を結成し、IPM普及推進の全国展開 都道府県におけるIPM普及推進体制整備 食の安全・安心確保交付金の活用	
			具体的な取組 ・生産現場で活用できる要防除水準の設定のため、病害虫防除所、普及指導センターと試験研究機関との連携強化 ・発生予察技術の高度化 ・農業者自身で実施可能な病害虫・雑草及び土着天敵の同定診断手法等の技術確立 ・IPM講習会を開催し、上記技術を農業者に研修 ・IPM要素技術についての情報の共有	
	環境負荷の軽減等に向けた農薬使用の推進 環境負荷の軽減等に向けた農薬使用を推進する上では、十分な効果が得られる最小の使用量や新たな飛散防止措置の効果の実証等を農業生産現場で実施し、その結果を踏まえた推進を図ることが重要である。	・環境負荷低減に配慮した農薬使用等のIPM要素技術の確立及び実証	推進手法、政策ツール 関係機関によるIPM普及推進協議会(仮称)を結成し、IPM普及推進の全国展開 都道府県におけるIPM普及推進体制整備 食の安全・安心確保交付金の活用	
			具体的な取組 ・環境負荷低減に配慮した農薬使用等のIPM要素技術の確立及び実証のため、農薬メーカー、機械メーカー等関係機関との連携を促進 ・IPM要素技術についての情報の共有 ・普及指導センターによる農薬飛散防止技術、農薬低減技術等の普及・実証活動を促進	

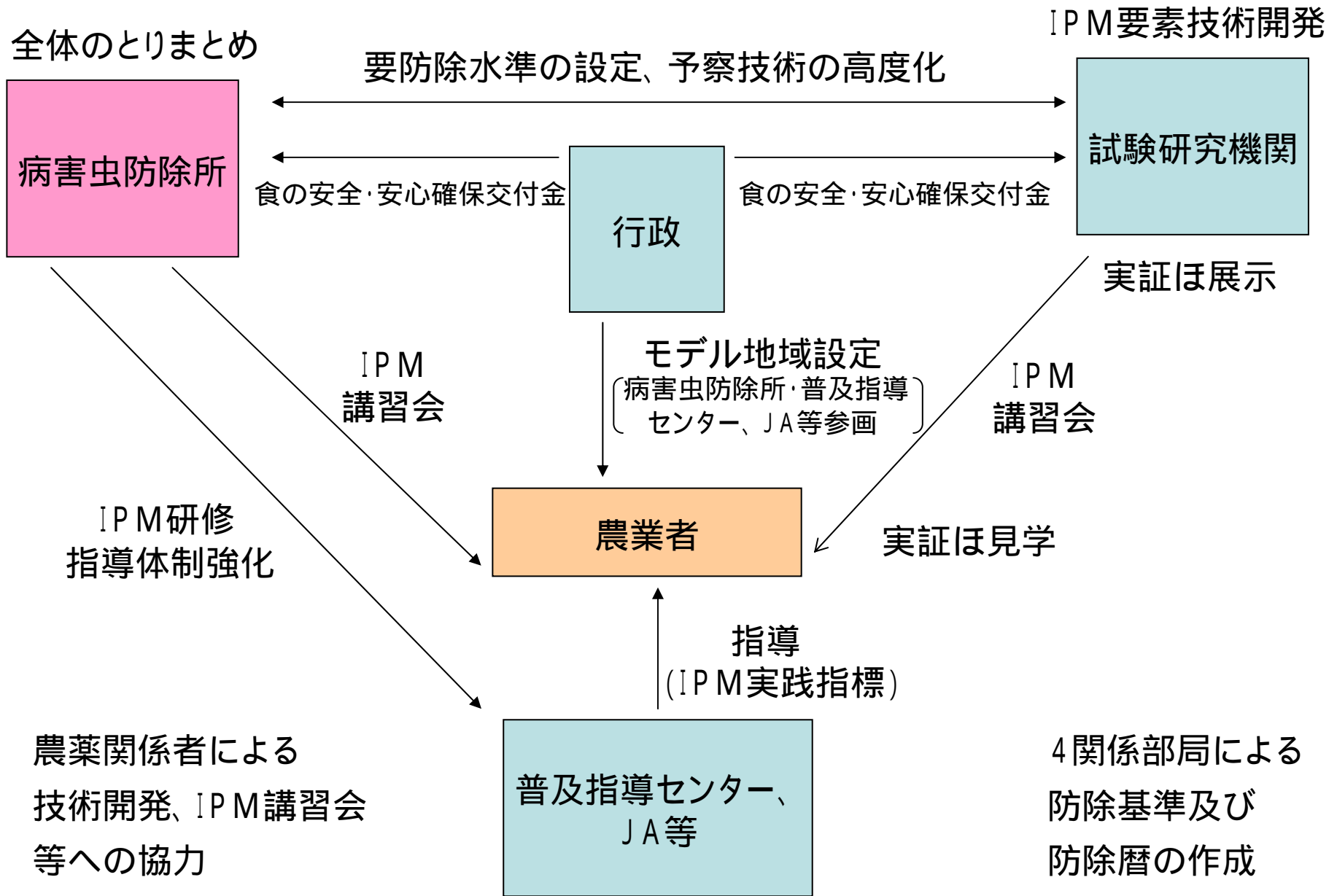
(注)「課題」における番号は、IPM実践指針の項目番号

IPM普及・定着に向けた課題と対応方針(案) (IPM実践指針を基に作成)

課 題(IPM実践指針)		個別課題	対応方針(案)		
5 .IPM の推進 に向け た課題	(2) 都道府 県の防除 基準及び 防除暦の 見直し等 について	防除基準及び防除暦(栽培暦)の 作成に当たっては、IPMの定義と目 的を可能な限り反映させ、病虫害・ 雑草の発生状況に応じ、多様な防除 手段の中から適切な防除手段を選 択することができるようにする。	関係機関が協力し、IP Mの定義と目的を反映 した防除基準及び防 除暦(栽培暦)を作成	推進手法、 政策ツール	都道府県におけるIPM普及推進体制整備
				具体的な取 組	行政、生産現場、試験研究機関が協力し、IPM の概念を反映した防除基準及び防除暦(栽培 暦)を作成

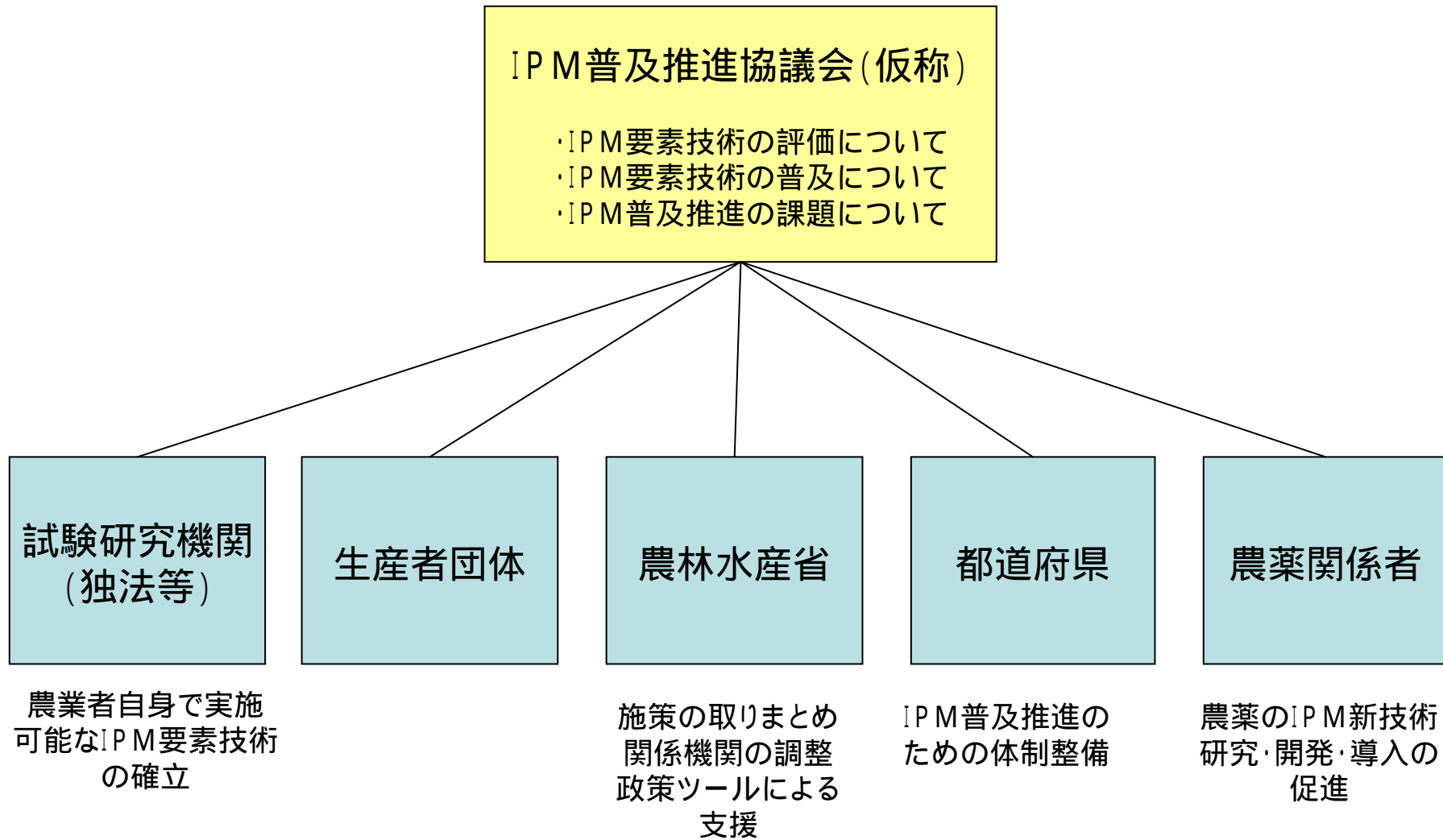
(注)「課題」における番号は、IPM実践指針の項目番号

# IPM普及推進のため体制整備(都道府県)



# IPM普及推進のため体制整備(全国)

別紙3

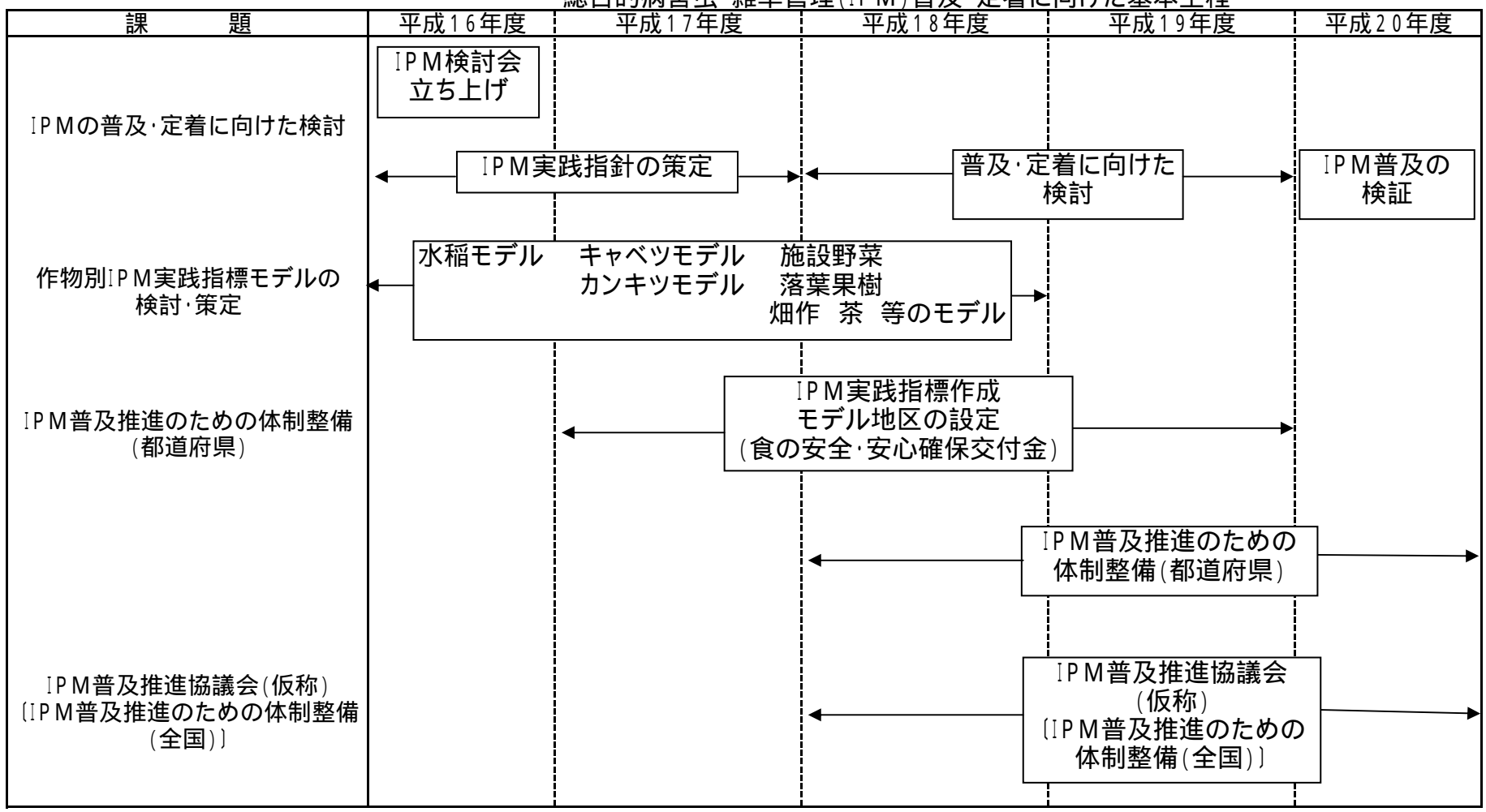


平成18年度IPM普及推進の基本工程(案)

別紙4

	課 題	基本工程				
		4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
1	IPM検討会	IPMの普及推進全般についての検討	第5回IPM検討会 (キャパツ・カンキツモデル検 討、今後の方針につ いて)	第6回IPM検討会 (次期モデル検討、今 後の方針について)		第7回IPM検討会
2	IPM検討会作物別 専門部会	作物別IPM実践指標モデルの策定	専門部会(1回 目)	専門部会(2回 目)	専門部会(1回 目)	専門部会(2回 目)
3	IPM普及推進のための 体制整備(都道府県)	都道府県におけるIPM普及推進体制 整備(別紙2)	IPM普及・定着のため体制整備に向け検討		IPM普及・定着のため体制整備に向けた取 組	
4	IPM普及推進協議会 (仮称) (IPM普及推進のための 体制整備(全国))	農林水産省、都道府県、試験研究機 関、生産者団体、農薬関係者等によ るIPM普及推進協議会(仮称)(別紙 3)を結成し、IPM普及推進の全国展 開	IPM普及推進協議会(仮称)の立ち上げに 向け検討		IPM普及推進協議会(仮称)の立ち上げに 向けた取組	
5	IPM普及推進に向けた 諸施策	IPM要素技術の検討、関係部局への 説明等の会議の開催	・植防担当者会議 (農政局係長との 意見交換) ・野菜総合防除検討 会(都道府県野菜 防除関係者との意 見交換) ・病虫害防除フォー ラム(内容未定)	・農政局主催担当者 会議 (都道府県との意 見交換)	・植物防疫地区協議 会 (都道府県との意 見交換)	・果樹総合防除検討 会 (都道府県果樹防 除関係者との意見 交換)
6		その他の取り組み		・IPM事例調査をとり まとめ、事例集を関 係機関に配付		

総合的病害虫・雑草管理(IPM)普及・定着に向けた基本工程



## 資料4 (参考)

## 資料4に対する事前意見集約

資料番号	項目	該当箇所		意見・提案	理由
資料4 別紙1	IPMの推進に向けた課題と対応方針	全体	田澤 委員	農水省内局間の意識徹底と協力要請、品目横断との関係整理を明確にすべき。	昨年9月にIPM指針が策定されたが、農業現場はもちろん、農水省内においても認識が薄いのではないかと。今後、ポジティブリスト制の実施、19年産から予定される経営所得安定大綱の農地・水・環境保全向上対策(営農活動への支援、一定のまとまりを持った取り組みで、エコファーマーの認定をうけること、化学肥料および化学合成農薬の使用は原則5割減＝数値目標の設定＝)の中で、策定したIPM指針がどのような位置づけになり現場で活用されるのか？ 関係を整理すべき。
資料4 別紙1	4. IPM実践指針に基づくIPMの具体的な推進(1) IPM実践農業者のモデル的育成、(3)モデル地域外への普及	・展示圃によるIPMについて農業者の理解を促進 ・普及指導員にIPM研修の実施	田澤 委員	・農水省内局間の連携強化 ・IPMへの理解促進と研修強化が必要である	IPM実施には、現行の持続農業法におけるエコファーマーとの提携が必要不可欠と考える。減農薬・減化学肥料栽培の実践の中に、IPM実践指針を導入していただくことが重要。となれば、生産局や農村振興局などの理解と協力が不可欠である。 IPM普及推進体制整備は、くれぐれも単独ではなく、 <u>農水省として一本化した環境農業政策の中で推進していくべきである。</u> IPM普及推進協議会結成による全国展開の際には、幅広い行政部署、ならびに団体等の参加を呼びかけ協力を求めていくべきである。
資料4 別紙1	5. IPMの推進に向けた課題	全体	田澤 委員	その他	西欧では、農家が相手にする作物栽培や肥料・農薬などを総合的にとらえる「ICM」(総合的作物管理)の考え方が主流になりつつあるとされている。 本検討会では「P」について「有害生物＋雑草」を対象にしているが、現場への実施においては、防除関係者だけでなく作物栽培指導者を含めた、まさに総合的な取り組みにしていくべきと考えている。 そのためには、独法地方研究センターを核に、県農試、普及センター、JA、NOSAIを加え、現場から実践事例を積み上げていく必要があると考える。

資料番号	項目	該当箇所		意見・提案	理由
資料4 別紙1 別紙2,3	5. IPMの推 進に向けた 課題	全体	水野 委員	「IPM要素」という言葉が初めて出てきたように思います。 意味を明確にしておいたほうが良いと思います。	
資料4 別紙1	5. IPMの推 進に向けた 課題 (1) IPM実践 指標の改善 に向けた取組	・生産現場での要望を技術 開発に反映させる体制整備 ・IPM要素技術についての 情報の共有	高橋 委員	農業者と関係者(普及機関、研究 機関)間で日常的に要望や問題 点、解決策等の情報を交換できる インターネットサイトの設置が有効 である。 また、IPM技術の実施例(成功、 失敗)の蓄積も有効かもしれない。	技術の開発や改善を図るには多くの情報や事例が必要となる。 インターネットを利用する場合、サイトを誰がどのように管理するかを検討する必要がある。天敵Wikiの事例がある。
資料4 別紙1	5. IPMの推 進に向けた 課題 (1) IPM実践 指標の改善 に向けた取組	・IPM要素技術についての 情報の共有	高橋 委員	都道府県へのIPM事例調査の結果は、関係機関に配布するだけでなく、農業者等にも広く公表する。	農業者の自主的な取り組みの参考になる。
資料4 別紙1	5. IPMの推 進に向けた 課題 (1) IPM実践 指標の改善 に向けた取組	・環境負荷低減に配慮した 農薬使用等のIPM要素技 術の確立及び実証のため、 農薬メーカー、機械メーカー 等関係機関との連携を 促進	高橋 委員	メーカー等関係機関との連携促 進には、(会議等でのやりとりだけ でなく)、開発技術の普及定着に向 けた具体的支援が効果的である。	普及の初動が難しいあるいは普及の定着が困難なため眠っているIPM要素技術も少なくない。少しの後押しで普及定着に向けて自動発進できることから、そのきっかけが重要である。
資料4 別紙1	5. IPMの推 進に向けた 課題 (1) IPM実践 指標の改善 に向けた取組	・農業者自身で実施可能な 病害虫・雑草及び土着天敵 の同定診断手法等の技術 確立	高橋 委員	病害では、農業者自身の自主的 な同定診断を支援する体制整備 が、現場で使える手法やキット等 の開発(改良)とともに必要であ る。 つまり、現在のところ、病害診断 は普及機関や病害虫防除所、ある いは試験場等の研究機関が個々 に対応しているが、さらにきめ細か くかつ組織的に対応できる体制の 整備が望まれる。	診断機関のネットワーク化などが考えられる。

資料番号	項目	該当箇所		意見・提案	理由
資料4 別紙1	5. IPMの推進に向けた課題 (1) IPM実践指標の改善に向けた取組	・環境負荷低減に配慮した農薬使用等のIPM要素技術の確立および実証	田澤委員	・農家が使える要素技術、資機材の充実化を図る	発生予察を基にした耕種的・生物的防除手法を実施する場合、農家が使える手段は幅広い方が良い。特定防除資材を新たに追加していくべきである。 現場では「IPM = 農薬しない」という固定観念を持っている農家は多い。大発生・蔓延の恐れがある場合などは化学農薬が最適な手段にもなる。農薬使用においてドリフトさせない技術、葉にまんべんなく散布できる技術など、 <u>化学合成農薬を含めた高度な防除技術を有することについてもIPM農家の本分とすべき。</u>
資料4 別紙3	IPM普及推進のための体制整備(全国)	・試験研究機関(独法等)； 農業者自身で実施可能なIPM要素技術の確立	高橋委員	病虫害防除所や普及指導機関との連携協力が不可欠ある。	実際に使えるか否かの検討が必要である。